

改正

平成30年 9月 6日告示第144号

須坂市歴史的建造物登録要綱

(趣旨)

第1 この要綱は、須坂市の歴史と文化を伝え、歴史的な景観を形成している建造物を保存、活用し、もって市民の財産として後世に継承するため、当該財産を須坂市歴史的建造物（以下「歴史的建造物」という。）として登録することに関し必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2 この要綱において「歴史的建造物」とは、市内にある建造物のうち、原則として建設後50年を経過し、かつ、次の各号のいずれかに該当するもので、この要綱の規定により登録された建造物をいう。

- (1) 須坂の歴史的景観に寄与しているもの
- (2) 造形の規範になっているもの
- (3) 再現することが容易でないもの

(市の役割)

第3 市は、歴史的建造物が須坂市の歴史的・文化的財産として貴重なものであることを認識し、その保護及び活用が適切に行われるように努めるものとする。

(所有者等の役割)

第4 歴史的建造物の所有者又は権原に基づく占有者（以下「所有者等」という。）は、歴史的建造物が歴史的・文化的に価値のある貴重な財産であることを自覚し、その保存及び活用に努めるものとする。

(審査会の設置)

第5 市長は、歴史的建造物の登録の審査等を行うため、須坂市歴史的建造物審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

2 審査会の組織及び運営に関する事項は、別に定める。

(歴史的建造物の登録)

第6 市長は、第1に規定する建造物を歴史的建造物として、須坂市歴史的建造物台帳に登録することができる。

2 前項の規定による登録をしようとするときは、あらかじめ、須坂市歴史的建造物登録同意書（様式第1号）により登録しようとする建造物の所有者の同意を得るとともに、審査会の意見を聴かなければならない。

(登録書の交付)

第7 市長は、第6の規定により歴史的建造物として登録したときは、当該歴史的建造物の所有者に須坂市歴史的建造物登録書（様式第2号）を交付するものとする。

(現状変更行為の事前協議)

第8 歴史的建造物の所有者等は、当該歴史的建造物について、第9第1項各号に掲げる行為を計画する場合に、市長に対し、当該歴史的建造物の価値を維持するための助言を求めることができる。

2 市長は、歴史的建造物の所有者等に対し、現状変更行為等の計画の有無の確認及び当該歴史的建造物の価値を維持するための助言を行うことができる。この場合において、市長は、必要に応じて、助言の内容等について審査会に意見を求めることができるものとする。

(現状変更行為の届出)

第9 歴史的建造物の所有者等は、当該歴史的建造物について、次に掲げる行為をしようとするときは、須坂市歴史的建造物現状変更行為届出書（様式第3号）によりその旨を市長に届け出なければならない。ただし、通常管理行為はこの限りでない。

- (1) 増築、改築、移転又は一部若しくは全部の除却
 - (2) 外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、外観の保全に支障を及ぼすおそれのある行為
- 2 前項の届出は、同項各号に規定する行為の60日より前であって、かつ、歴史的建造物の所有者等が、当該届出に係る行為の計画を変更することが可能な時期までに行うものとする。
- 3 市長は、第1項の届出があった場合は、その行為に関し必要な助言を行うものとする。この場合において、市長は、必要に応じて、助言の内容等について審査会に意見を求めることができるものとする。

(所有者変更に伴う届出)

第10 歴史的建造物の所有者に、次に掲げる変更があったときは、その旨を市長に届け出なければならない。

- (1) 所有者が変更したとき。
- (2) 所有者の住所が変更したとき。

(登録の抹消)

第11 歴史的建造物はその価値を失った場合その他特別の事由があるときは、市長は、その登録を抹消することができる。

- 2 市長は、前項の規定により歴史的建造物の登録を抹消しようとするときは、あらかじめ、審査会の意見を聴かななければならない。
- 3 市長は、第1項の規定により歴史的建造物の登録を抹消したときは、須坂市歴史的建造物登録抹消通知書(様式第4号)によりその旨を当該歴史的建造物の所有者に通知するものとする。
- 4 歴史的建造物の所有者は、前項の通知があったときは、交付された須坂市歴史的建造物登録書を市長に返付するものとする。

(補則)

第12 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成30年9月6日告示第144号)

この要綱は、平成30年10月1日から施行する。

(様式第1号) (第6関係)

須坂市歴史的建造物登録同意書

年 月 日

(あて先)須坂市長

所有者 住 所
氏 名
電 話

印

次の建造物を須坂市歴史的建造物として登録することについて同意します。

建 造 物 の 名 称	
建 造 物 の 所 在 地	須坂市
登 録 す る 建 造 物	

(様式第2号) (第7関係)

須坂市歴史的建造物登録書

第 号
年 月 日

様

須坂市長 印

年 月 日付けで同意を得た次の建造物について、須坂市歴史的建造物登録制度要綱第6の規定により、須坂市歴史的建造物に登録しました。

登 録 番 号	第 号
登 録 年 月 日	年 月 日
歴 史 的 建 造 物 の 名 称	
歴 史 的 建 造 物 の 所 在 地	須坂市
歴 史 的 建 造 物 の 所 有 者 の 氏 名 及 び 住 所	
登 録 し た 建 造 物	
登 録 の 理 由 と な っ た 外 観 の 特 徴 等	

(お願い)

- 1 登録が抹消になったときは、この登録書を返付してください。
- 2 次の場合は、須坂市歴史的建造物現状変更行為届出書(様式第3号)にこの登録書を添えて、須坂市長に届け出てください。
 - (1) 増築、改築、移転又は全部若しくは一部の除却
 - (2) 外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更
 - (3) そのほか、外観の保全に支障を及ぼすおそれのある行為
- 3 この登録書は、汚損等しないように大切に保管してください。

(様式第3号) (第8関係)

須坂市歴史的建造物現状変更行為届出書

年 月 日

(あて先)須坂市長

住 所
氏 名
電 話

印

次のとおり須坂市歴史的建造物の現状を変更したいので、須坂市歴史的建造物登録要綱第8の規定により、関係図書を添えて届け出ます。

登録番号・ 登録年月日	第 号 年 月 日
歴史的建造物の 名称	
変更行為の場所	須坂市
設計者 所在地 事務所名 氏名 電話	
施工者 所在地 事務所名 氏名 電話	
変更行為の種類	<input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 移転 <input type="checkbox"/> 除却 (<input type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/> 一部) <input type="checkbox"/> 外観の変更 (<input type="checkbox"/> 修繕 <input type="checkbox"/> 模様替 <input type="checkbox"/> 色彩の変更) <input type="checkbox"/> その他 ()
変更行為の概要	

(様式第4号) (第9関係)

須坂市歴史的建造物登録抹消通知書

第 号
年 月 日

様

須坂市長 印

須坂市歴史的建造物登録要綱第9第1項の規定により、次のとおり須坂市歴史的建造物の登録を抹消したので、同第3項の規定により通知します。

登録番号・登録年月日	第 号 年 月 日
歴史的建造物の名称	
歴史的建造物の所在地	須坂市
歴史的建造物の所有者の氏名及び住所	
抹消した建造物	
抹消年月日	年 月 日
抹消の理由	